

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### (1) 現況

津山市は岡山県北東部に位置し、北部は鳥取県との県境をなす標高1,000m～1,200mの中国山地南面傾斜地であり、南部は、吉備高原に接する比較的低い山地の北斜面に接している。西部はやや急峻な連峰があるが、その谷筋から吉井川に向かって扇状のなだらかな地形をなしており、東部は中国山地の南斜面である日本原高原に続くなだらかな高原地帯である。その中心に位置するのが標高100～150mの「津山盆地」である。津山盆地を東西に分断する形で一級河川吉井川が流れ、南北に貫く形で吉井川水系加茂川がこれに合流しており、その流域に田園が広がる自然豊かな地域である。

この比較的恵まれた立地条件と温暖な気候を生かして、水稻を中心に野菜、果物、畜産など多様な農業が営まれており、北部の加茂地域では西条柿、阿波地域ではリンドウやウド、西部の久米地域ではジャンボピーマンや新高梨、東部の勝北地域では黒大豆、南部および中央部の旧津山地域では大豆、ピオーネ、自然薯などの産地となっている。

しかし、大半の農家が小規模な兼業農家であるため、農業者の高齢化や後継者不足などにより耕作面積は年々減少し、耕作放棄による農地の荒廃や管理不十分な農用地が増加傾向にある。また、中山間地域を中心に有害鳥獣による農作物被害が拡大しており、この対策が課題となっている。

これまで、ほ場整備事業等により農地の改良を進め、生産コストの縮減を図るなどの諸施策を実施してきたが、今後とも経営規模の拡大・効率化による生産基盤の強化や、地域特性に応じた付加価値の高い作目の振興、農商工連携及び6次産業化の推進による特産品の品質向上やブランド化を推進し、農業経営環境の改善を図っていくことが必要である。また、耕作放棄地が増加している状況に対応するため、農業者はもとよりそれ以外の地域住民等と連携し、地域ぐるみで農用地等の保全管理のほか自然や生活環境等の保全向上に取り組むことにより担い手の負担を軽減することが必要である。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、津山市では農業者や地域住民、関係団体など多様な主体の参画による保全管理を推進するため、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、地域ぐるみによる共同活動を支援することで農業・農村の多面的機能の維持及び発揮の促進を図ることとする。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、既存集落協定の取組面積の拡大や担い手への農地の集積等を推進するため、法第3条第3項第2号に掲げる事業により農業生産活動の継続的な実施を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

さらに、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全といった自然環境の保全に効果の高い営農活動の普及の推進を図るため、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

### 集落間の連携体制の整備

市内の活動集落の関係者を対象とした会議等の開催により、活動集落との情報共有や連絡調整、あるいは、活動集落相互の情報交換を図り、法第3条3項各号に係る事項の取組を、効果的・効率的に推進する。